



中央環境審議会が化審法第一種特定化学物質に2物質指定（第一次答申）

令和元年7月4日に、環境大臣が中央環境審議会に対して、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下、「ストックホルム条約」という。）の付属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下、「化審法という。」）に基づく追加措置について（諮問）」を諮問しました。これを受け、同年7月24日に開催された第196回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会において、ストックホルム条約第9回締約国会議の付属書改正により、条約の対象に追加された2物質群（ジコホル・ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質）についての化審法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質への指定に係る審議が行われました。その結果、当該2物質群を第一種特定化学物質に指定することが妥当であるとの結論が出されました。

この審議結果を踏まえ、環境大臣宛てに第一次答申がなされました。

なお、当該2物質群について、経済産業省の審査部会、厚生労働省の調査会で審議され、本答申と同様に化審法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が出されています。

今後の予定

- ①当該2物質群の海外における使用事情を考慮して、輸入を禁止する製品を指定すること
- ②代替困難な用途がある場合においては、当該用途を指定し、それ以外の用途への使用を制限すること
- ③技術上の指針の遵守義務及び表示義務の対象となる製品を指定すること

以上、3点について引き続き中央環境審議会において、検討を進めることとなります。

当社では、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2019年8月19日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 田沼祐樹

「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正案」（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）に係る意見募集について

厚生労働省は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を踏まえ、食品、添加物の規格基準（以下、規格基準告示）を改正し、平成30年6月13日に公布された、「食品衛生法等の一部を改正する法律」第18条第3項において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質に関する規格を設定し、その他所要の改正を行うための意見募集を、令和元年8月9日から同年9月7日まで行いました。

改正の概要

規格基準告示の「第3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」について、68種類の合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についての規格（基ポリマー及び添加剤等）を定めるための改正。

適用期日等

令和元年12月（告示予定）、令和2年6月（適用予定）

当社は、器具容器包装及びおもちゃに関する食品添加物の規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2019年8月9日付 厚生労働省

研究開発箇所 加藤吉紀

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定について](#)
- [2. 平成30年度アスベスト大気濃度調査結果について](#)



アスベストの事前調査承ります！

アスベストの使用の疑いのある建築物を解体する際には、アスベスト使用有無の事前調査が必要不可欠です。弊社は平成30年基安化発第0420第1号（厚生労働省通達）に対応した分析調査に対応可能です。詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR18003.pdf>

お問い合わせはこちら

